

監 発 第 7 号
平成23年 5月19日

酒田市長 阿 部 寿 一 殿

酒田市監査委員 和 田 邦 雄

酒田市監査委員 毛 屋 実

定期監査結果提出について

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定により、次のとおり定期監査を執行したので、その結果を同条第9項の規定により提出します。

なお、監査結果に基づき措置を講じたときは、同条第12項の規定により通知してくださるようお願いいたします。

記

1 監査対象課及び監査の期間

監査対象課	調書作成期日	監査の期間	監査委員 聴取日	監査の範囲
教育委員会 琢成小学校	3月31日	4月26日～ 5月17日	5月9日	財務に関する事項 及び事務の執行
教育委員会 富士見小学校	3月31日	4月25日～ 5月17日	5月9日	財務に関する事項 及び事務の執行
教育委員会 泉小学校	3月31日	4月26日～ 5月17日	5月10日	財務に関する事項 及び事務の執行
教育委員会 中平田小学校	3月31日	4月27日～ 5月17日	5月10日	財務に関する事項 及び事務の執行
教育委員会 第二中学校	3月31日	4月26日～ 5月17日	5月11日	財務に関する事項 及び事務の執行

2 監査の方法

関係資料及び諸帳票のほか、関係書類の提出を求めるとともに、必要に応じて関係職員から説明を聴取した。

3 監査結果

課名	監査結果
教育委員会 琢成小学校	・ 監査した事項については、適正であると認めた。
教育委員会 富士見小学校	・ 監査した事項については、適正であると認めた。
教育委員会 泉小学校	・ 監査した事項については、適正であると認めた。
教育委員会 中平田小学校	・ 監査した事項については、適正であると認めた。
教育委員会 第二中学校	・ 監査した事項については、適正であると認めた。

4 意見

東日本大震災の対応について、定期監査対象の学校から聴き取りを行った。各施設とも日ごろの訓練の成果もあり、的確な対応をしていた。しかしながら、通信の途絶や施設の耐震化の状況による校内での避難場所の判断など、現在のマニュアルでは対応できない課題も浮き彫りになった。

現在のマニュアルでは、ライフラインの停止は想定されていないため、停電による電話が通じない場合の各施設との管理部署との連絡、保護者への安否情報の提供や連絡網が使えない状況になった。

今回の反省点から、今後の取組みとして①教育委員会と学校との連絡では、校長、教頭とメールによる通信、②学校と家庭との連絡では、安全安心メールの地震時の活用、③学校ごとのツイッターを作成し安否情報の伝達の方法の検討、④ハーバーラジオによる情報提供の検討、⑤防災無線の活用、⑥総合支所管内での個別受信機の活用の検討が必要と思われる。

また、今回の震災では、生徒も職員も落ち着いた対応が出来たが、それは、訓練の成果もあったが、けが人が発生しなかったということや停電やそれに伴う通信手段は途絶したものの、その他のライフラインは無事だったということもあり、それらも想定したマニュアルの作成も必要である。

各施設の対応状況や反省事項をとりまとめ、その結果により基本的なマニュアルを作成し、それを基に地域の事情を加味した各施設としての災害対応の実施計画を作成すべきである。

なお、耐震診断の結果を知らされていない学校があった。基本情報なので現状と結果の説明について徹底をお願いしたい。